

令和4年12月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和4年12月20日(火) 午前8時58分～9時31分

開催場所 : 坂出市役所 本庁舎2階大会議室

出席委員

1 番	富木田	好正	2 番	山下	恭生
3 番	猪熊	幸雄	4 番	三野	久米吉
5 番	梶野	和幸	6 番	木下	得代
7 番	山本	茂	8 番	大原	眞路(会長職務代理)
9 番	中村	康男(会長)	10 番	宮本	賢一
11 番	吉田	宏明	12 番	喜田	清己
13 番	吉田	昌治	15 番	原	武信
16 番	竹内	博文	17 番	三木	洋一
18 番	石井	淑雄			

欠席委員

14 番 川田 一博

傍聴推進委員

7 番	濱崎	郷廣	15 番	井上	賀博
-----	----	----	------	----	----

農業委員会事務局出席者

事務局長	藤本	直哉
事務局長補佐	竹村	秀基
事務局書記	佐藤	由佳
事務局書記	山崎	貴士

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	4 件	田 畑	1,477 50,691	m ² m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	1 件	田 畑		m ² 297 m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	4 件	田 畑	2,009 211	m ² m ²
第 4 号議案	非農地証明願	件	田 畑		m ² m ²
第 5 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	22 件	田 畑	25,513 4,960	m ² m ²
第 7 号議案	農地法第 3 条の規定による競公売買受適格証明願			1 件	
第 8 号議案	青年等就農計画認定申請	1 件			
報告第 1 号	合意解約	件	田 畑		m ² m ²

令和4年12月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より12月の定例会を開催いたします。

(挨拶) (議案の訂正・追加)

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで追加議案を含めて合計 33件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、川田 委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

(挨拶)

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 5番 梶野 委員さんと 6番 木下 委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、6番 木下 委員さん、7番 山本 委員さん、10番 宮本 委員さんと私で、12月19日(月)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 1477 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

2番から4番は借受人が同じなためまとめてご説明いたします。

2番、・・・、面積 7,476 m² 外1筆 計13,237 m²

3番、・・・、面積 28,926 m²

4番、・・・、面積 8,528 m²【議案読み上げ】

本申請は、借受人が新規参入により借り受けるものであります。作付予定作物はオリーブで、販売を目的としています。

本日の案件 4 件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」4 件のうち、1 番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、1 番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

1 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

この農地は譲受人が借りていた農地を買うのでしょうか。

事務局書記

農地台帳では小作がついていないので新しく買うものと思われます。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理

次に、2 番から 4 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

借受人は他の市で耕作されているのでしょうか。借りたけどできないとなったら問題になるかもしれないので、他の市でやっている規模など教えていただきたいです。

事務局書記

他の市でもやっておりますが、規模については調べておりません。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」4 件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」1 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 297 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地拡張

申請理由 現在の住宅は南北の間口が狭く、車両やトラクター等の転回が難しい状態となっており困っていました。このたび、子供が農業の手伝いをしてくれることとなったため、納屋及び駐車場の整備を計画しました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」4件を議題に供します。

なお、第3号議案の2番、4番については現地調査を実施しておりますので、6番 木下 委員さん、7番 山本 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

木下委員 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」2番の現地調査報告をさせていただきます。

2 番、・・・、面積 133 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 敷地拡張

申請理由 譲受人は、申請地の隣で材木業を営んでおります。木製フェンスを乾燥させる場所として計画したところ、譲渡し人と話しがまとまり転用申請にいたりしました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

山本委員 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」4番の現地調査報告をさせていただきます。

4 番、・・・、面積 998 m²外 1 筆 合計 1047 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を行っており、新たな再生エネルギー発電用地を計画し探していたところ、仕事が忙しく農地管理に苦慮している譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 今回の申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価格買取制度（FIT 制度）ではなく、四国電力の送電網を利用して電気使用者へ直接売電する方法です。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま木下 委員さん、山本 委員さん より現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

2 番、4 番につきましては、先ほどの木下 委員さん、山本 委員さんのご説明とおりです。

1 番、・・・、面積 133 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地拡張

申請理由 譲受人は、申請地の隣に居住しています。駐車スペースが少なく困っていたところ、申請地が売却されることとなり、相続財産管理人と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が「第1種低層住居地域」と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3 番、・・・、面積 962 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を行っており、事業拡大のため発電用地を計画したところ、市外に居住して農地管理に苦慮している譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 今回の申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価格買取制度（FIT 制度）ではなく、四国電力の送電網を利用して電気使用者へ直接売電する方法です。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」 4 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

猪熊委員 2 番は農業振興地域内なのでしょうか。

事務局長補佐 地域外になります。

三木委員 議案の転用目的の記載内容が 4 条と 5 条とで違うので合わせていただけますか。

事務局長補佐 今後改善してまいります。

（委員による審議）

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」 4 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」 2 2 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第 6 号議案「農用地利用集積計画書」 2 2 件についてご説明いたします。
今月は新規に農地の貸借をする案件が 8 件、更新が 7 件、再設定が 7 件で、そのうち農地機構を通じた貸借が 14 件となっております。

以上、農用地利用集積計画書 2 2 件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」 2 2 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

（委員による審議）

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」 2 2 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第 7 号議案「農地法第 3 条の規定による競売買受適格証明願」 1 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、第 7 号議案「農地法第 3 条の規定による競売買受適格証明願」についてご説明いたします。

競売買受適格証明願は、競売にかかった案件の中に農地が含まれている場合、その農地を耕作目的で取得する場合は適切に利用しようとしているかどうかを入札の前に申請し、買受適格証明書をもって入札を行わなければならないという裁判所の規定になっておりますので、その証明願が提出されました。

競売に係る不動産は

(議案に基づいて説明)

本申請は、申請者が経営規模の拡大のため競売に参加しようと申請しているものであります。作付予定作物は野菜で、自家消費を目的としています。

競売参加者については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第 3 条第 2 項各号には該当しないと考えます。よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 7 号議案「農地法第 3 条の規定による競売買受適格証明願」 1 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 7 号議案「農地法第 3 条の規定による競売買受適格証明願」 1 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が 1 件出ております。

第 8 号議案、「青年等就農計画の認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長 青年等就農計画の認定申請は、今回 1 件新規で提出されております。この青年等就農計画は、認定新規就農者の認定のために必要な手続きで、中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において書面承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を 8 ページにまとめており、9 ページから 11 ページまでが申請書の写しとなっております。

(議案に基づき説明)

以上が青年等就農計画認定申請の内容でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

会長職務代理 事務局の説明が終わりました。 第8号議案「青年等就農計画の認定申請」についてなにかご意見・ご質問はございませんか。

竹内委員 この方が主として栽培されるのですか。補助的に人員を雇ってするのでしょうか。

事務局長 個人で就農されると思われます。

竹内委員 どこで就農されるのですか。

事務局長 詳細な場所までは確認できておりません。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「青年等就農計画の認定申請」1件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思います。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これをもちまして 12月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時31分終了

令和4年12月20日